



(ふくちゃん)

ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

第258号2010年3月1日

長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://nagano.rofuku.net/

発行人 近藤 光

編集人 青木 正照

社会的共感の得られる運動を!

◆2009年度県労福協構成団体合同研修会◆

2010年1月26日(27日)にかけて、千曲市「上山田ホテル」に於いて、2009年度構成団体合同研修会を開催しました。今年度の研修会は地区労福協も参加し、中央労福協高橋均事務局長を講師に迎え講演をいただきました。



あいさつをする近藤理事長

研修会はず近藤理事長が「春闘の方針も確定し、これから本格的に活動が始まっていくが、雇用情勢は未だ厳しく、高卒の就職率は大変低い状況となっている。このような中事業団体を含め、どう原点に戻った運動をしていくか。2010年はこれまでの運動を見つめなおす年になる。それぞれしっかりと取り組んで欲しい。」と挨拶。つづいて講演に入りました。



中央労福協高橋事務局長

中央労福協高橋事務局長は「労福協の理念と2020年ビジョン」と題して、戦後60年の時代背景と労福協活動を振り返り、「昨年アメリカでオバマ大統領が誕生し、日本でも政権が交代した。これは世の中の変化の中の扉の前(時代の転換点)に立っている」と時代認識を説明。そして2020年ビジョン

として、急速に拡大した格差の縮小に向けた労働運動の課題、労働者福祉(事業団体)運動の課題を示し、労福協運動の課題は労働運動の中核にならない、その周りを取り巻く問題の解決消であり、労福協は「福祉はひとつ」という初心に立ち返り、多くのものと連携し、またそれらの「かすがい」役になるべきと労福協運動の方向を示しました。

この後事業団体、労働団体など構成組織より、それぞれの事業状況及び課題などが発表され、県労組会議からは、「暮らしなんでも相談はつとダイヤル」の県からの委託事業化や「暮らしサポートセンター」の支援メニューの豊富化など意見要望も出されました。最後に県労福協から「生活あんしんネットワーク事業」に関する進捗状況及び課題、また最終第3期に向けての課題が報告され、続いて地区労福協の活動について各ブロックから報告がされました。

報告の後、高橋事務局長と質疑応答がされ、「なぜ労働組合に対する意識が薄れてしまっているのか」「中央から何か発信することは考えていないか」などの質問に対し、「ストライキをやったことがある世代がほとんどいなくなってきた現在の現状で、組織拡大にはもつとお金を使わなければ無理」「中央労福協として、セーフティー貸付制度」の創設を提起していきたい」などの回答がありました。最後に瀧澤副理事長が「やるべきことは多くあるが、できることからしっかりと、地域に労福協を広げていきたい」と研修会を締めくくりました。

新たなスタートを！
2010年新春交歓会開催



進行により、滝澤副理事長が開会あいさつを行った後、構成団体代表者が登壇し、近藤理事長が主催者を代表してあいさつを行いました。

近藤理事長は「昨年、労福協活動も設立60周年を迎えた。戦後60年貧困は無くなったものと思ってきたが、今貧困が顕在化する社会がおとずれている。先輩たちが汗を流して築き上げた労福協活動の原点に立ち返って、2010年は新しいスタートにしなければならぬ。これからは、ぬくもりある社会を目指す労福協の活動が益々重要性を増していく。今年は県労福協も50周年の節目の年、新たな挑戦をしてゆきたい」と新年の抱負を述べました。

続いて来賓を代表し村井知事が「厳しい経済状況、雇用情勢が続いている。長野県も一昨年から経済対策を打ってきているが、なかなか改善が見られない。働く皆さんの福祉の向上と県民の安心安全安定のため、私どもの立場でしっかりとっていくが、この場に参加の皆様のお力も結集していただくことをお願いしたい」と挨拶を述べられました。

もう一人来賓を代表し、北澤防衛大臣が挨拶を行い、「鳩山内閣は批判をいただいたにはいるが、7兆円の補正予算を組み、年内に予算案をまとめることができ。本年は参議院選挙の年、国民の選んだ政権が安定していかなければならぬ。そのためにも皆さんのさらなるご支援をいただきたい。これから春闘を迎えるが、国民の皆さんの希望のため頑張っていたきたい」と激励の言葉を述べら

れました。

この後、経営者協会山浦会長の発声で乾杯が行われ、賑やかに交歓会が行われました。例年同様大勢の参加者が集まる中、また時の防衛大臣が出席した事もあり、交歓会は大変な盛り上がりを見せ成功裏に閉会しました。

人間らしく暮らせる社会を

「反貧困ネットワーク信州」結成



県下各地から集まった参加者

12月19日(土)千曲市で、就労や生活の相談・支援活動を日常的に行っている13団体が、反貧困ネットワーク信州の結成集会をかねたシンポジウムを開き320名が参加しました。ジャーナリストの堤美果さんが基調講演を行いました。堤さんは、アメリカで市民運動家が政府内部に入って改革しようとしたが、逆につぶされてしまったことをあげ、日本

でも市民運動家が政府の審議委員などに入って苦勞しており、この人たちを孤立させないことが大事だと指摘しました。同時に、長野県内での反貧困運動のように「手をつなぎ新しいことが起きている」ことをアメリカにも伝えたいと語りました。県内で活動する団体から3人が取り組みを報告しました。その中でも「反貧困くらしと雇用を守る上小ネットワーク」(通称・陽だまりネット)が年末年始に行う支援活動には注目が集まりました。「すべての人々が人間らしく生活を営むことができる社会を築くことができるよう力を尽くす」との集会アピールを参加者全員で確認しました。

お知らせ

2010年度県勤労者体育大会
—— 種目別実施日・会場 ——

- ★テニス(男・女)
 - ・9月25日(土)
 - 長野市東和田運動公園テニスコート
- ★バレーボール(男・女)
 - ・10月2日(土)
 - 長野市「ホワイトリング」
- ★バドミントン(男・女)
 - ・10月2日(土)
 - 長野市東和田運動公園総合体育館
- ★野球
 - ・10月9日(土)
 - 長野市東和田「県営球場」
 - ・10月10日(日)
 - 長野市東和田「県営球場」

連合長野 「年の瀬勤労者雇用・生活相談」開催

雇用情勢の悪化が家計を圧迫!

(面談対応者 I氏より)

連合長野は、昨年の12月23日(水)〜27日(日)の間、長野・松本・佐久・飯田の4地区で「勤労者雇用・生活相談会」を開催しました。特別キャンペーン期間中に私の対応した佐久市在住のAさん(31歳)について感想を述べたいと思います。

Aさんは10年程前に結婚を機に自己所有の土地に家を新築しました。資金計画は、夫婦の連帯債務による住宅金融公庫からの借入金1700万円と、手持ち資金でありました。

夫婦の合算年収は当時で約550万円あり、他に特段の借入も無かったことから決して無理な資金計画ではなかったように思われます。

ところが2009年の4月頃から事態が急変します。夫婦の収入は年々減少を続けていきましたが、ついには夏の一時金が夫婦共ゼロになります。組合も無く、何も交渉はできません。子供が大きくなったことから教育費も高み、生活苦に拍車がかかります。8月には妻が会社の合理化により退職を余儀なくされました。12年勤めた妻の退職金は雀の涙程でした。そして2009年の9月には勤務先経営者交代により、夫の給料が半減され

てしまいます。妻の再就職先も見つからず、飲食店で月数万円のアルバイトで懸命に家計を支えてきましたが、そのアルバイト先も11月には仕事が無くなってしまいました。

結果として、相談に見えた時には夫婦でサラ金・クレジットの残債務合計が、11件で600万円に膨れ上がっていました。全て生活費の補填及び住宅金融公庫の返済に充てたものです。まだ、住宅金融公庫の残債も1300万円余り残っている状態です。

現在、司法書士受任による個人民事再生(住宅資金貸付債権に関する特則)手続きに入りましたが、仕事さえ続けられていればこんな事には...とつぶやいていたご夫婦の言葉が今でも忘れられません。



こんな活動をしています。 ~NPO紹介~



のんびり ゆっくりどこまでも
わたしたちは いっしょに走ります。



- 特定非営利活動(NPO)法人
ヒューマンネットながの
- 法人事務局 ヘルパーステーション
〒380-0921 長野市鶴賀七瀬中町211-15
ゆたかフレンズ2F
TEL.026-268-0622 FAX.026-268-1341
 - 上田ステーション
〒386-0014 上田市材木町2-9-4
クリアールビル4F
TEL.0268-29-0677 FAX.0268-29-0688
 - 児童福祉センター
〒380-0921 長野市鶴賀七瀬中町211-15
ゆたかフレンズ2F
TEL.026-223-0900 FAX.026-268-1341
 - ケアホーム「じよんのび」
〒380-0905 長野市鶴賀308
ゆたかハイツ103
TEL.026-226-5614 FAX.026-226-5614
hynet@mx2.avis.ne.jp

- ヒューマンネットながのは...
地域で暮らす障害児・者や高齢者およびその家族を支援していくことを目的に、設立された特定非営利活動法人です。1998年5月発足。県内外に200名余の会員の参加によって、運営されています。
- わたしたちは支援を必要とする方の生活を全力で支えます!
私たちは、障害があっても「地域で暮らしたい」という思いを尊重し、障害者やその家族とともに、広範囲な人々のネットワークにより、QOL(日常生活の質)の向上を目指しています。そのために公的なサービスのみならず、アテンダントサービスやボランティアの支援なども含めて「あったらいいな」の実現を目指します。



長野市西三才2184-1(三才駅前会館)
生活支援のNPO法人 **ホットラインながの**
TEL 251-3111 FAX 251-3130



◎パソコンやインターネットも教えます。(マンツーマンです)

何でもやる、有償ボランティアのNPOです。内容にもよりますが、どこよりも格安にて承ります。
(前期高齢者は、後期高齢者のために、ひと肌脱ごう!)

庭木の手入・草取り	片付け・ゴミ出し
高齢者用弁当の配達	食料品等の買出し
風呂の清掃・洗濯等	住宅の修繕リフォーム
話し相手・見守り	通院外出の付き添い
犬の散歩・預かり	冬の玄関雪かき(北部)
トラブルの相談	その他()

就職相談から職業紹介へ

県内4か所に無料職業紹介所開設

生活あんしんネットワーク事業の失業・離職者支援として、昨年よりモデル地区を中心に無料職業紹介事業を開始し、厳しい雇用情勢の中就職活動を続ける求職者に対し、一人でも多くの方が就職を果たすよう支援を行っています。

◎ジョブながのライフサポートセンター松本

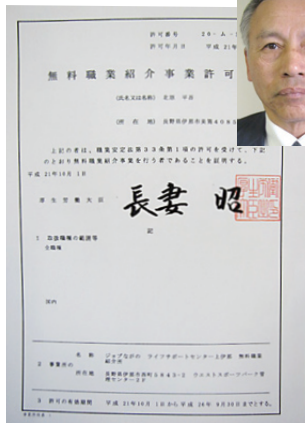
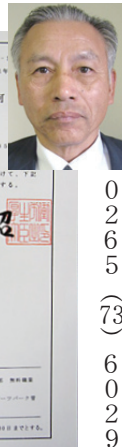
紹介責任者：滝沢広重
 就職相談員：木村忠雄
 開所日時：平日(月・水・金)
 10:00～15:00
 住所・電話：松本市渚1-2-1
 0263(31)3530



約半年間の就職相談者は610名、求人数は125名、採用決定者は21名です。

◎上伊那地区ライフサポートセンター

紹介責任者・相談員：北原平吾
 開所日時：9:00～17:00
 就職相談要予約
 住所・電話：伊那市西町5824
 勤労会館内
 0265(73)6029



※職業紹介事業は国の認可事業のためすべて事業許可を受けています。

◎ジョブながのライフサポートセンター諏訪

紹介責任者・相談員：三井正二
 開所日時：9:00～16:00
 住所・電話：岡谷市中央3-1-23
 0266(75)0280



◎ジョブながのライフサポートセンター佐久

紹介責任者・相談員：井上秀治
 開所日時：平日
 住所・電話：佐久市岩村田795-1
 0267(78)3029



◎24時間FAX就職相談



相談員：丸山昇益(社会保険労務士)
 FAX：0263(39)1123

◎その他の地域の就職相談員

受付時間：平日9:00～17:00
 長野地区：山口正人(社会保険労務士)
 上田地区：滝沢博文(社会保険労務士)
 飯田地区：木下正志(飯田地区労福協)
 中野地区：吉岡晴夫(北信地区労福協)
 全県：青木正照(労福協専務理事)
 今後は、上田・長野地区に無料職業紹介所を開設する予定。

求人減!働く場の創造必須 就職支援事業から見えてくるもの

世界金融危機を発端に、非正規労働者の解雇、そして現在はその波が正社員に及んでいます。政府も雇用対策として基金訓練など職業訓練の機会を増やしている中、ジョブながのライフサポートセンター松本では2月8日、中部電力松本営業所を会場に、若年求職者中心に40名(通常の2倍の人員)を対象とした就職支援セミナーを開催しました。

受講者が面接官、観察者、面接者になつて行う模擬面接では、緊張から動作がぎこちない人もいましたが、質問内容に対して簡潔適格に回答し、積極的に自らをPRする人もあり、なぜ失業中なのか、なぜ仕事が見つからないのか不思議に思える受講生が多い状況で、参加した労福協の相談員は雇用情勢の厳しさを実感させられました。

有効求人倍率が上がらない背景に、一向に増えない求人数があります。就職支援の方法として、いかに求人を増やしていくかまた働く場を創造していくか。ここにも労福協が取り組まなければならない課題が見えてきます。



熱心に聴き入る40名の参加者

全労済 もしも、自賠責共済(保険)に加入していないと

1. 罰則により罰せられます。

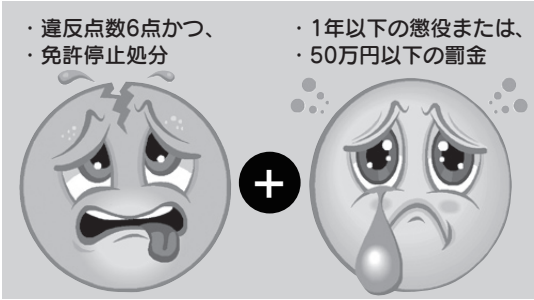
原動機付自転車を含むすべての自動車は、自賠責法に基づき、自賠責共済(保険)に加入しなければ運転することが出来ません。

自賠責共済(保険)に加入せず人身事故を起こすと、もともと自賠責共済(保険)から支払われる賠償金がすべて自己負担になります。たとえ任意保険に加入していても、支払われるのは自賠責共済(保険)の補償限度を超えた金額のみです。

たとえば被害者が死亡した場合、自賠責共済(保険)に加入していれば3000万円を限度とした共済金(保険金)が支払われ、限度を超えた金額が任意共済(保険)から支払われますが、未加入だった場合は、この3000万円を自分で賠償しなければなりません。

たとえ事故を起こさなくても、自賠責共済(保険)に未加入で運行した場合

違反点数6点かつ、免許停止処分
1年以下の懲役または、50万円以下の罰金



は1年以下の懲役または50万円以下の罰金、自賠責共済(保険)の証明書を所持していなかっただけでも30万円以下の罰金が科せられます。また、無共済(保険)での運転は交通違反となり6点減点になり、即座に免許停止処分となります。

2. 事故を起こした場合に国(国土交通省)などから求償されます。

加害者が、自賠責共済(保険)に加入しておらず、国土交通省が損害賠償責任者(加害者や自動車の所有者など)に代わって被害者に損害のてん補を行った場合、国土交通省は、被害者が本来の損害賠償責任者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、損害賠償責任者に対して求償を行います。

また、被害者が国民健康保険や労働者災害補償保険など各種保険を利用した場合には、国土交通省以外の政府機関からもその損害賠償額を求償されることになります。

損害賠償責任者が弁済しない場合は、国が損害賠償責任者を相手に、損害賠償訴訟を裁判所に提訴することになります。

その後、裁判所の判決に従い損害賠償責任者が、所持している自動車、土地や建物、給与等について差し押さえを実施し、裁判時に回収を行うこととなります。

ATM利用手数料還元サービススタート! ろうきん利用拡大 キャンペーン実施中

長野ろうきんでは2010年2月1日より、都銀・地銀・信金・信組・JAなどMICS加盟の提携金融機関やゆうちょ銀行、さらにコンビ二のATMを利用してお引出しされた場合の手料を全額キャッシュバックするサービス(ATM利用手数料還元サービス)を開始しました。

このサービスは、長野ろうきんの普通・貯蓄預金、カードローンご利用者が、当金庫と提携する他金融機関自動機(ATM)でカード取引をする場合、その際発生するご利用手数料は、毎月末日までのご利用分をと

りまとめ、取引日時や回数制限なく、お取引された翌月の25日(非営業日の場合はその翌営業日)に、全額をお客さまの該当口座へ入金(キャッシュバック)するサービスとなります。

また、このサービス開始に併せて、2月1日より「ろうきん利用拡大キャンペーン」を実施中。2011年3月末までに以下①〜⑥をご契約された方にもれなく「ボールペン&蛍光ペンの3本セット」をプレゼント。
① 給与振込指定の新規ご契約
② 給与天引きによる普通預金への新たなご入金(5万円以上)

- ③ 公的年金指定の新規ご契約
- ④ 無通帳型普通預金作成(新規・通帳型からの切り替え)
- ⑤ インターネット・モバイルバンキングの新規ご契約
- ⑥ Webお知らせサービスの新規ご契約

ATM利用手数料還元サービスで、よりお得で便利になったろうきんの各種商品。この機会にぜひ利用してみよう!

詳細はお近くのろうきん窓口、または長野ろうきんホームページでもご確認ください。
[http://www.nagano-rokin.co.jp/]

お引出し手数料が **キャッシュバック** されるまで

- 1 (ろうきん)以外のATMで**
「ろうきんカード」はゆうちょ銀行・MICS加盟金融機関・コンビ二などのATMで利用できます。
*設置場所や時間帯によりご利用できない場合があります。
- 2 お引出し**
いったん、お客さまに手数料をお支払いいただきます。
*セブン銀行・イオン銀行はお引出し手数料が無料でご利用いただけます。
*セブン銀行は夜7時から1時まではお引出し手数料がかかります。
- 3 ご利用月の翌月25日 通帳記帳**
- 4 キャッシュバック**
翌月25日(非営業日の場合はその翌営業日)に該当する普通預金(貯蓄預金)口座にキャッシュバックします。

高齢者を狙った悪質商法の例



点検商法

「無料で点検します」といって、屋根や床下を点検し、雨漏りやシロアリなどの被害があるといつて不安にさせ、高額な修理などの契約をさせる手口

振り込めサギ(オレオレ詐欺)

電話を利用して、家族などを装い、トラブルなどの名目でお金の振込みを要求します。



家庭内の製品事故の例

長年使用の石油ファンヒーター空気が通るホースが劣化してひびが入っていたために一酸化炭素中毒の事故がおきた事例がありました。



家庭製品の事故・悪質商法

高齢者のみなさん！気をつけて！

高齢化社会や核家族化の進行により、お年寄りの一人暮らしやお年寄りだけの世帯が増えていきます。お年寄りの世帯は、最新の社会生活の情報が入りにくく、加齢に伴う心身機能の低下などにより、悪質商法の被害や家庭製品の事故にあう危険性が高くなっています。日々の生活の中で次のような場面に出くわしたら、十分お気をつけください。

高齢者が悪質商法の被害や製品事故にあわないためには、さまざまな方の見守りが必要です。見守る方々は次のような点に留意して見守りをお願いします。

日常生活での気づき

家の様子や本人の様子で何か変わったところはないか、悪質商法や振り込め詐欺の被害にあっているような様子はないか、家庭製品に異常(音やにおい)はないか

…など注意してあげてください。

トラブルにあったとき、あいそなとき

市町村相談窓口、県消費生活センター、警察等にご相談ください。また、製品の不具合については、メーカー、販売店等へお問い合わせください。

『困った』『どうしよう』そんな時は県消費者生活センター 又はお住まいの市町村消費相談窓口にも早めにご相談を！

県消費生活センターでは出前講座も受け付けております！

長野消費生活センター

(長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階)

☎ 026-223-6777

FAX 026-223-6771

松本消費生活センター

(松本市中央1-23-1 松本商工会館内)

☎ 0263-35-1556

FAX 0263-35-0949

消費生活センターおかや

(岡谷市中央町1-1-1 ララオカヤ1階)

☎ 0266-23-8260

FAX 0266-23-8248

飯田消費生活センター

(飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣)

☎ 0265-24-8058

FAX 0265-21-1703

上田消費生活センター

(上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階)

☎ 0268-27-8517

FAX 0268-25-0998

くらし・なんでも相談

シリーズ No.24

「債務が多い遺産の相続」



田中善助 弁護士

今号は、当相談ダイヤル相談員（長野県弁護士会元会長）の田中善助弁護士の相談事例から、相続財産が債務（借金）の方が多い場合の相続の方法についてご紹介します。

家族の大家族が急に亡くなった悲しみのなかで、残された家族はこれからどう暮らしていくかの選択を迫られる場合に遭遇することがあります。悲運と嘆いてみても、時間的な制約の中で最善の選択をすることが求められます。



くらし・なんでも相談

【事例①】
 「夫の死後、債権者から返済の催促が...」
 今年1月夫が病気で急逝し、その後、間もなくして夫の債権者から返済の請求が来た。
 どのようにしたらよいか全く分からず困っている。
 相続人は妻の自分と子供1人である。

【回答】
 相続人は配偶者と子供であり、相続分はそれぞれ2分の1となる。
 相続には「単純承認」「限定承認」「放棄」があるが、単純承認は特に手続は必要なく、無限に被相続人の権利義務を承継することになる。
 これに対し、限定承認や放棄は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に、相続放棄あるいは限定承認の申述を家庭裁判所に行う必要がある。
 この3ヶ月という期間は、利害関係人の請求によって伸長して貰うことが出来る。
 なお、3ヶ月以内に相続放棄あるいは限定承認の申述をしない場合は、単純承

認したとみなされる。
 遺産のうち、積極的財産（プラスの財産）と消極的財産（マイナスの財産）を比べ、積極的な財産の方が多ければ単純承認をすればよい。
 もし、消極的財産の方が多ければ、相続の放棄をすればよい。
 積極的な財産と消極的財産を比べ、判断がつかない場合は、限定承認をする。限定承認は、共同相続の場合、共同相続人全員が共同してのみ行うことが出来る（民法923条）ので、相続人全員の合意が必要となる。
 限定承認は、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務及び遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることになり、相続人固有の資産に影響を与えない相続方法である。しかし、相続財産と相続人固有の財産を分離して管理する必要があるため、弁護士も民法によって決められているので、注意を要する。
 遺産の評価について、不動産等は専門的な知識が必要であり、弁護士等の専門家に相談する必要があると考える。

【事例②】
 「相続放棄したいが、住居が父名義で...」
 少し前に亡くなった父が、カード会社や信販会社からの借入金が570万円もあることが判った。
 その他に800万円位の借金があり、資産より負債のほうが多いが、自分たちが住んでいる住居は父名義なので相続放棄ができない。どうしたら良いか。
 相続人は母と、長男である自分（大学生）と妹の3人である。

【回答】
 父親の債務が合計で1,370万円ということになるので、現在住んでいる住居の評価額がどれほどになるのか検討する必要があります。
 仮に、債務額1,370万円以上の評価額であれば、単純承認をしたうえで、相続した債務について、債権者と交渉し分割払い等返済可能な支払い方法を模索することになる。
 また、住居の評価額が相続した債務額より低い場合、相続開始から3ヶ月以内であって限定承認という方法を探れるの

ワンポイント 「相続放棄」

相続放棄は、プラスの財産もマイナスの財産も全く相続しないというもので、相続開始を知ってから3ヶ月以内に家庭裁判所に申立て、裁判が放棄の申述を受理する旨の審判をする。ことによってその効力が生じ、その相続人は、初めから相続人でなかったものと看做される（相続放棄申述証明書の交付）。
 しかし、相続人が単純承認した後に、遺産を取得しないことを俗に「相続分の放棄」というが、遺産分けで「何ももらない」と言っても遺産を受取らないことは、厳密な意味での放棄ではない。そのため、法的な手続きをして相続放棄した者はプラスの財産もマイナスの財産も継承しないのに対し、相続分の放棄をしたとしても、借金などの相続債務を免れることはできないので注意が必要。

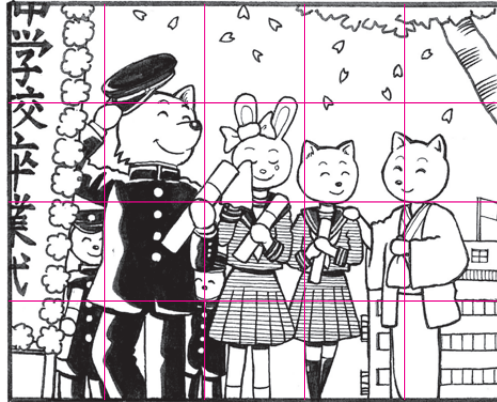
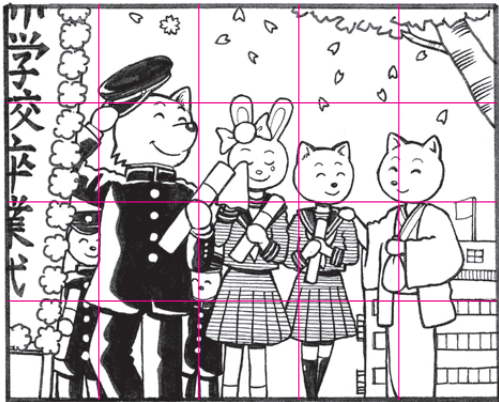
であれば限定承認を選択する。
 既に期間が過ぎており限定承認の方法を探れない場合は、単純承認した場合と同様相続債権者と交渉することになる。限定承認すると、相続人は、積極的な財産の限度内で相続債権者に弁済することになる。
 しかし、相続債権者への弁済のため、積極的財産である住居を換価する必要がある、民法932条は、原則として競売によると定めている。
 但し、「家庭裁判所が選任した鑑定人の評価に従い、相続財産の全部又は一部の価額を弁済してその競売を止めることができる」としているため、家庭裁判所に鑑定人を選任して貰い、その評価額を弁済して住居を確保できる余地はある。債権者に対する返済は一括返済となるので、住居の評価額に相当するお金を用意する必要がある。

財務省統計によると、H19年分年間死亡者数に対する相続税課税対象者となった被相続人数の割合は4.2%で、過去4年間同率で推移しています。
 基礎控除額500万円+1,000万円×法定相続人の数がありますので、一般の人にとつて相続税はあまり縁のないもののように思われます。
 しかし、亡くなった人に債務があった場合の相続については、思いがけない状況にもなり兼ねない難しい問題が発生します。手続きには期限がありますので、一日も早く、弁護士など専門家に相談することが大切です。
 県労福協くらし・なんでも相談では、必要に応じて1時間無料の弁護士相談へのご紹介も行っていきます。まずは、お電話でご相談ください。

くらし・なんでも相談「ほっとダイヤル」
 01200-399-6029
 毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家に相談員による相談日です。

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。

1 2 3 4 5 1 2 3 4 5



(画：生協連 土屋 英夫氏)

8のまちがいがいさがし

ご家族で楽しんで

新年号の正解は

当選者

特等(敬称略)
渡辺みゆき (安曇野市)

当選者(10名、敬称略)

水無瀬美咲 (上田市)
伊藤 節子 (伊那市)
梅本 裕子 (上松町)
成沢 勇次 (長野市)
市瀬 邦子 (飯田市)
松山田美子 (茅野市)
大野 恭裕 (伊那市)
向山 恵 (箕輪町)
土屋 貴子 (安曇野市)
三澤 美雪 (上田市)

プレゼントの応募方法

- 官製はがきに答えを書いて県労福協へ
- (宛先は表紙にあります)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。(意見・要望は匿名で掲載させていただきます) (ご了承ください)
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れずに
- 正解者の中から抽選で当選者5名(1,000円分の図書カードをプレゼント)。
- 締切り3月31日

12月号の正解は

当選者(5名、敬称略)

田中 静子 (佐久市)
増澤 裕太 (岡谷市)
中塚みね子 (中川村)
小松 治道 (松本市)
宮坂 武人 (千曲市)

山なみ

第4期福祉リーダー塾(2月5日開催)

の中で中央労福協笹森会長は、連合の21世紀ビジョンで「労働を中心とした福祉型社会の創造」が示されたが、それに必須なのは「均等待遇」であると言われました。格差社会から貧困社会へと陥ろうとしている今、誰もが幸せを実感出来る社会をつくるために、1人ひとりが行動を起こす時。

皆さんは『映画キユーポラのある街』を観たことがありますか。1960年代の労働問題を取り上げた映画で、主人公の中学生を演じる吉永小百合のセリフに「一人の五歩より五人の一步」という言葉があるそうです。これは、アイドルが当時の労働組合のスローガンを映画の中の一番主要な場面使ったもので、組合が何の抵抗感もなく自然に受け入れられ、社会的影響力を持っていた時代があったことがうかがえます。

私たちの未来を守るには自然環境ばかりではなく、働くことが保障される社会をつくること。おいしい空気があっても、働き収入を得なければ生きていくことは出来ません。将来に渡り如何に仕事を作り出していくか。雪を頂いた壮大な富士山を窓越しに見ながら、そんなことを改めて考えさせられた研修会でした。



厳冬期の壮大な富士山

(青)